



**桂川町重度心身障がい者タクシー利用券
重度心身障がい者タクシー
利用券申請をお忘れなく**

閩健康福祉課 福祉係 ☎65・0001

〔受付日時〕 4月1日(金)以降の役場開庁日時

〔場所〕 総合福祉センター「ひまわりの里」

〔持参物〕 ○身体障害者手帳(療育手帳) ○印鑑

〔対象〕 令和3年度が非課税世帯で、次のいずれかに該当する人

- 視覚障害(1・2級) ○上肢障害(1級)
 - 下肢または体幹機能障害(1・2級)
 - 内部機能障害(1級) ○療育手帳(A)
- ※老人施設・身障等施設入所者は対象外



**有害鳥獣の捕獲を実施
入山時にはご注意ください**

閩産業振興課 農林振興係 ☎65・1106

有害鳥獣とされるイノシシ・シカ・アナグマ、アライグマによる農作物の被害を防止するため、町内山間部などにおいて、銃器・わなによる「有害鳥獣捕獲」を実施します。入山時にはご注意ください。

〔実施期間〕 令和4年4月1日～令和5年3月31日



**軽自動車等の登録・廃車手続は
3月31日までに**

閩税務課 税務係 ☎65・1076

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税され、譲渡・廃棄(スクラップ)をしても、廃車の手続きをしないと毎年税金がかかります。なお、住所変更等の手続きは15日以内に行われなければならないことになっています。

※原付バイク等は、**所有していることに対して課税**されます。しばらく乗らないような場合でも、ナンバープレートを一時的に返納することはできませんので、ご注意ください。

〔対象車種と手続先〕

車種	手続先	問合せ先
原動機付自転車 (125cc以下)	桂川町役場税務課	☎65・1076
軽自動車	軽自動車検査協会	☎050・3816・1753
125ccを超え 250cc以下のバイク	九州運輸局 福岡運輸支局	☎050・5540・2080
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)		

〔税務課での廃車等に必要な書類〕

- ナンバープレート ○標識交付証明書 ○印鑑 ○身分証明書
- ※盗難による廃車の場合は、警察署に盗難届を提出し、受付番号を確認してください
- ※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金(150円)が必要です
- ※詳細については手続先にお問合せください。



**新しい子ども医療証の送付
4月以降に使用できる
子ども医療証を送付します**

閩保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

令和4年4月以降に使用できる子ども医療証を、3月上旬に送付します。

〔対象〕 次の①②いずれも満たす人

- ①平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの人
- ②有効期限が平成34年3月31日(令和4年3月31日)までの子ども医療証(乳幼児医療証)を持っている人

〔新規申請〕

桂川町子ども医療の対象で、子ども医療証を持っていない方はお問い合わせください

〔その他〕

- 次に該当する人は子ども医療からの切り替えが必要です。詳しくはお問い合わせください
- (1)小学生以上で、重度障がい者医療に該当する人
- (2)高校生以上で、ひとり親家庭等医療に該当する人

桂川町子ども医療 医療証	
有効期間	
負担者番号	8 1 4 0 0 7 5 6
受給者番号	
住所	氏名 SAMPLE
一部自己負担金	
発行機関名及び印	福岡県 桂川町長 長桂高之川様 印時部
交付年月日	

▲今回送付する子ども医療証。